

路線バス運休に伴う「定期券」の取り扱いについて

今回の能登半島地震の影響で国道8号線が通行止めとなり、バスの運休が発生しました。大変ご不便をお掛けして申し訳ございません。運休期間に係る定期券の取り扱いについて下記のとおりとなりますので、ご了承をお願い申し上げます。

記

1. 運送約款第40条の規定に基づき、下記のとおり取り扱いさせていただきます。

(1) 有効な乗車券の運行中止日数に対し、通用期間を延長する方法。

- ・定期券の通用期限に運行中止日数を足して期間延長した定期券を再発行する方法です。お手数料をお掛け致しますが、バス窓口で手続きをお願いします。

(2) 有効な乗車券の運行中止期間・区間に対し、払い戻しする方法。

- ・下記の計算式に基づき、払い戻しをさせていただきます。

<全区間の場合>

$$\begin{array}{l} \text{券面表示} \\ \text{の運賃額} \end{array} \times \frac{\text{運行中止日数}}{\text{通用期間(日数)}} = \text{払い戻し金額} \\ \text{(10円単位に四捨五入)}$$

<一部区間の場合>

$$\frac{\text{券面表示の運賃額} - \text{※払い戻しをしない区間の運賃額}}{\text{通用期間(日数)}} \times \text{運行中止日数} = \text{払い戻し金額} \\ \text{(10円単位に四捨五入)}$$

- ・払い戻しは、バス案内所窓口で取り扱いをしています。

恐れ入りますが、定期券をお持ちの上、バス窓口で手続きをされますようお願い申し上げます。

頸城自動車株式会社